

「グローバル人材育成に資する海外子女・帰国子女等教育に関する実態調査」 の勧告に対する改善措置状況(2回目のフォローアップ)の概要(ポイント)

【勧告先】外務省、文部科学省 【勧告日】平成27年8月21日

【1回目の回答日】平成28年4月22日(文部科学省)、5月2日(外務省) 【2回目の回答日】平成29年8月15日(文部科学省)、8月21日(外務省)

1 在外教育施設(注)の設立・運営の推進

主な勧告事項(調査結果)

○ 政府援助要件を満たしているにもかかわらず非承認となっている補習授業校の解消に向けた方針の策定

- 日本人学校の前身となっていることが多い補習授業校について、新規援助申請は増加しているが、新規承認は減少
平成19～22年度:新規申請29校中18校承認(62.1%)
平成23～26年度:新規申請43校中6校承認(14.0%)
- 整備方針もなく財政難の中、新規の援助申請に対し、援助を見送らざるを得ない場合あり

○ 同補習授業校への予算を伴わない援助の実施

- 政府援助が非承認となった補習授業校から、予算を伴わない援助(研修への参加など)を求める意見あり

(注) 在外教育施設とは、現地の日本人会等が設立した教育施設。調査時点の平成26年3月現在、日本人学校88校、補習授業校203校など

- 日本人学校は、日本からの派遣教員を中心に日本国内と同等の教育を行う全日制施設
- 補習授業校は、現地採用者を中心に現地校等通学者に対し、放課後などに一部の教科を教える施設

主な改善措置状況

○ 既存施設への政府援助に加え、新規の政府援助については、要件を満たす全ての補習授業校に対して財政支援を行うことを目標に、予算の範囲内で政府援助対象校を拡充

【外務省】

⇒平成27年度:新規申請20校中2校(10.0%)承認、28年度:新規申請19校中4校(21.1%)承認、29年度:新規申請17校中7校(41.2%)承認(予定)

○ 外務省では、政府援助の対象となっていない補習授業校に対する巡回指導(注)について、在外公館を通じて周知。文部科学省は、支援要請のあった補習授業校に対し、巡回指導を実施

【外務省、文部科学省】

(注) 巡回指導とは、文部科学省が派遣している教員による現地採用講師に対する指導・助言

2 日本人学校における教育の推進

主な勧告事項(調査結果)

- 「在外教育施設における質の高い教育の実現」を図るため、具体的な目標・取組・工程の策定とともに、その実現のために必要な派遣教員の確保に関する方針の策定

- ・ 「「日本再興戦略」改訂2015」において、「在外教育施設における質の高い教育の実現」を図るとされたが、具体的な目標等は未設定
- ・ 日本人学校における児童生徒数は増加しているが、派遣教員の確保方針もなく、現職派遣教員の推薦者数が減少。これを補うシニア派遣教員の確保も不十分のため、派遣教員数は減少

主な改善措置状況

【文部科学省】

- 平成28年5月に「在外教育施設グローバル人材育成強化戦略」を策定し、同強化戦略に基づき、派遣教員の確保・充実等の施策を実施
- 派遣教員の確保・充実のため、都道府県教育委員会等に協力を求めつつ、平成28年度からシニア教員の活用を一層推進
 - ・ 平成33年度までに、教員充足率を現職派遣教員の定員合理化が開始された18年度当時の水準(85.7%)まで計画的に回復させることを目標として設定
 - ・ シニア派遣教員数が増加し、教員充足率は、平成28年度の72.3%から29年度は74.0%に改善

3 帰国子女に対する教育の充実

主な勧告事項(調査結果)

- 帰国児童生徒の特性(注1)に配慮した教育の在り方について具体的な検討
- 上記検討結果を踏まえ、都道府県・市区町村教育委員会等に対し、帰国児童生徒に対するよりきめ細かな支援の実施(注2)を要請

- ・ 調査した教育委員会や小・中学校においては、帰国児童生徒の特性に配慮した教育に関する取組が未実施のところあり
- ・ また、取り組んでいるところでも、外国人児童生徒を主な対象としたものが多く、実際に支援の対象となった帰国児童生徒はいない又はごく少人数

(注)1 外国で身に付けたものの見方や考え方、感情や情緒、外国語の能力など
2 文部科学省の補助事業である「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」等

主な改善措置状況

【文部科学省】

- 平成28年度に、帰国児童生徒のほか、外国人児童生徒を含む児童生徒の特性に配慮した教育の在り方について検討し、日本語が通じない児童生徒に対する日本語指導を行う教員の採用・配置を促進
 - ・ 外国人児童生徒等教育の担当教員を基礎定数化(平成29年度)(注1)
 - ・ 日本語指導ができる支援員の派遣等を実施する「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」について、少数在籍校(注2)が所在する教育委員会等における活用を促進(平成29年度)

(注)1 児童生徒数に応じた教員数を配置
2 帰国・外国人児童生徒が少数であり、担当教員が未配置の学校

グローバル人材育成に資する海外子女・帰国子女等教育に関する実態調査の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成26年8月～27年8月
- 2 対象機関 調査対象機関：文部科学省、外務省
関連調査等対象機関：都道府県（教育委員会を含む。）、市区町村（教育委員会を含む。）、日本人学校、補習授業校、公立小学校、公立中学校、関係団体等

【勧告日及び勧告先】 平成27年8月21日 文部科学省、外務省

【回答年月日】 文部科学省 平成28年4月22日 外務省 平成28年5月2日

【その後の改善措置状況

に係る回答年月日】 文部科学省 平成29年8月15日 外務省 平成29年8月21日

【調査の背景事情】

- 民間企業等の海外進出が進む中、海外で生活する義務教育段階の日本人児童生徒数もアジアを中心に増加（平成17年：5万5,566人、26年：7万6,536人）
- 海外に在留する海外子女への教育に関しては、日本国憲法第26条に規定する教育の機会均等及び義務教育無償の精神に沿って、文部科学省及び外務省を中心に義務教育段階の在外教育施設に対する教員派遣、教科書無償給与、校舎借料や安全対策費の一部援助などが実施
- 「『日本再興戦略』改訂2015—未来への投資・生産性革命—」（平成27年6月30日閣議決定）においては、グローバル化等に対応する人材力の育成強化に関し、在外教育施設における質の高い教育の実現及び帰国・外国人児童生徒等の教育環境の充実を図ることが明記
- しかし、日本人学校において派遣教員数が減少していることやカリキュラムが硬直的であることなど、海外子女・帰国子女に対する教育が懸念される状況も指摘
- この調査は、以上のような状況を踏まえ、グローバル人材育成に資する海外子女・帰国子女の教育環境の整備・拡充を図る観点から、海外子女・帰国子女に対する教育の実施状況を調査

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 在外教育施設の設立・運営の推進 (勧告要旨)</p> <p>外務省及び文部科学省は、日系企業の海外進出を背景に在外教育施設のニーズが高いことを踏まえて、可能な限り多くの海外子女に在外教育施設で学ぶ機会が与えられるよう、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 補習授業校としての政府援助要件を満たしているにもかかわらず非承認となっている施設などの解消に向けた方針を策定すること。 (外務省)</p> <p>② 政府援助要件を満たしているにもかかわらず非承認となっている施設などへの予算を伴わない援助に関する意見・要望を把握・分析の上、必要となる援助を実施すること。 (外務省、文部科学省)</p> <p>(説明) 《施策の概要》</p> <p>○ 文部科学省は、「在外教育施設の認定等に関する規程」(平成 3 年 11 月 14 日文部省告示第 114 号)等に基づき、日本人会等の在留邦人社会からの自発的な要請を受けて日本人学校として認定</p> <p>○ 文部科学省及び外務省は、日本人学校及び補習授業校に対し各種の政府援助を実施</p> <p>日本人学校： 国内の学校教育と同等の教育を行うことを目的とする全日制教育施設で、一般に現地の日本人会等が設立主体となり、日本人会や進出企業の代表者等からなる学校運営委員会が運営</p> <p>補習授業校： 現地校に通学する海外子女に対し、土曜日等を利用して日本国内の小・中学校の一部の教科について日本語で授業を行うことを目的とする教育施設で、現地の日本人会等が設立・運営</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>→ : 1 回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況</p> <p>⇒ : 2 回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況</p> </div> <p>(外務省)</p> <p>→① 厳しい予算事情の中、要望のあった補習授業校に対し、新たに平成 27 年度は 2 校、28 年度は 4 校に対して政府援助を実施する予定である。平成 29 年度以降についても、政府援助要件を満たす全ての補習授業校に対して財政支援を行うことを目標に、財政当局との折衝を経て、予算の範囲内で政府援助対象校の更なる拡充を図る考えである。</p> <p>⇒① 財政当局との折衝を経て、既存施設への援助に加え、平成 28 年度は新規援助の申請があった 19 校のうち 4 校 (21.1%) に対し新たに政府援助を実施し、29 年度は新規援助の申請があった 17 校のうち新たに 7 校 (41.2%) に政府援助を実施する予定である。平成 30 年度以降も、政府援助要件を満たす全ての補習授業校に対して財政支援を行うことを目標に、予算の範囲内で政府援助対象校の更なる拡充を図る考えである。</p> <p>(外務省)</p> <p>→② 外務省としても本勧告の調査過程において、政府援助の対象となっていない施設から現地採用講師研修に参加したいとの要望が示されたと承知している。今後も、施設から要望を聴取し、寄せられた要望について文部科学省と情報を共有し、巡回指導等できる限りの支援を行う予定である。</p> <p>⇒② 政府援助の対象となっていない補習授業校に対する巡回指導(文部科学省が派遣している教員による現地採用講師に対する指導・助言)については、平成 28 年度において、当省が把握している当該補習授業校に対し、在外公館を通じて周知した。その結果、平成 28 年 5 月に当該補習授業校</p>

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>≪調査結果≫</p> <p>○ 日本人学校の設立・運営の前身となっていることが多い補習授業校について、新規の援助要請が増加している一方、新規の承認は減少</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度から 22 年度までの 4 年間では、補習授業校として政府援助を新規に申請した 29 施設中 18 施設 (62.1%) が承認されているが、23 年度から 26 年度までの 4 年間では、43 施設中 6 施設 (14.0%) の承認にとどまる (22 年度、24 年度及び 26 年度は新規の承認なし)。 補習授業校の整備方針や予算方針などがなく、予算の制約から既存施設への継続的な援助を優先し、新規の援助要請は援助開始を見送らざるを得ず承認数が減少 <p>○ 平成 26 年度に補習授業校としての政府援助を新規に申請した 15 施設 (全て非承認) からは、補習授業校向けの研修への参加や政府ホームページにおける施設の紹介など、予算を伴わない政府からの援助を求める要望あり (15 施設のうち回答のあった 14 施設中 6 施設)</p>	<p>(1 校) から文部科学省に対する支援要請が寄せられた。</p> <p>また、本勧告の調査結果において示された現地採用講師向けの研修への参加については、平成 28 年 6 月に同研修会を主催する補習授業校 4 校から、政府援助の対象となっていない補習授業校の同研修会への受入れが可能との回答を得ており、在外公館を通じ、同研修会を主催する補習授業校に対し、引き続き協力を要請することとしている。</p> <p>なお、政府援助の対象となっていない補習授業校からの要望を定期的に調査する機会を設けているが、今後、調査する機会と対象を増やし、一層の把握に努めることとしている。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>→② 政府援助の対象となっていない施設から外務省を通じて文部科学省に対する支援要請があれば、巡回指導等について検討し、適切な援助を行う予定である。</p> <p>また、今後、補習授業校を対象とした授業の実践的な指導資料のホームページへの掲載等の支援を行う予定である。</p> <p>⇒② 政府援助の対象となっていない補習授業校 (1 校) から、平成 28 年 5 月に巡回指導の支援要請があり、近隣の日本人学校と調整を行い、同年 8 月に同日本人学校から当該補習授業校に派遣教員を派遣した。</p> <p>また、現在の補習授業校を対象とした授業の指導資料は 5~6 年前に作成されたものであるため、平成 29 年度から、新しい指導資料の作成に取り組んでおり、今後、33 年度までに実践的な指導資料を作成し、補習授業校に対して、文部科学省のホームページへの掲載等により提供する予定である。</p>

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="179 231 1064 311">2 日本人学校における国内水準の教育及び海外環境を活用した教育の推進</p> <p data-bbox="179 327 336 359">(勧告要旨)</p> <div data-bbox="190 367 1052 1388" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="190 375 1041 550">文部科学省は、日本再興戦略に掲げるグローバル人材育成強化のための在外教育施設における質の高い教育を実現する観点から、日本人学校において国内水準の教育及び海外環境を活用した教育を推進すべく、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p data-bbox="190 566 1041 742">① 日本再興戦略で示されたグローバル人材育成強化の方針に係る具体の目標・取組・工程を策定するとともに、その実施のため及び児童生徒数の増加に対応するため必要となる派遣教員の確保に関する方針を策定すること。</p> <p data-bbox="190 758 1041 981">② ①の方針を踏まえて、各都道府県における本務教員数、帰国子女数、財政状況などを比較・分析の上、他の都道府県教育委員会等に比べて教員派遣の協力が低い都道府県教育委員会等に対して、個別に推薦数の増加や保有免許のバランスなどについて協力を求めること。</p> <p data-bbox="190 997 1041 1173">③ ①の方針を踏まえて、シニア派遣教員制度の更なる拡充について検討を進めること。その際、応募者の増加を図るため、同制度の周知を行っていない都道府県教育委員会等を把握した上で、改善を要請すること。</p> <p data-bbox="190 1189 1041 1380">④ 在外教育施設が国内のICT化の流れから大きく劣後することのないよう、在外教育におけるICTの利活用について、先進的なICT化の取組事例など関連情報の収集と提供を実施すること。</p> </div>	<p data-bbox="1097 327 1276 359">(文部科学省)</p> <p data-bbox="1086 375 2060 550">→① 日本再興戦略に掲げる「在外教育施設における質の高い教育の実現」を実施するため、平成33年度までに、教員充足率を現職派遣教員の定員合理化が開始された平成18年度当時の水準まで計画的に回復させることを目指す。</p> <p data-bbox="1086 566 2060 837">⇒① 平成28年5月に文部科学省において「在外教育施設グローバル人材育成強化戦略」を策定し、同強化戦略に基づき、i) 先進的なカリキュラムの開発等による日本人学校等の教育水準の強化、ii) 派遣教員の確保・充実、iii) 派遣教員の質の確保等の施策を実施することにより、平成33年度を目途に、日本再興戦略に掲げられた「在外教育施設における質の高い教育の実現」を図ることとした。</p> <p data-bbox="1142 853 2060 1077">また、実施する施策のうち、児童生徒数の増加に対応するために必要となる派遣教員の確保については、平成33年度までに、教員充足率を現職派遣教員の定員合理化が開始された18年度当時の水準(85.7%)まで計画的に回復させることを目標としており、そのための取組として、28年度からシニア教員の活用を一層推進することとした。</p> <p data-bbox="1142 1093 2060 1173">こうした取組もあって、シニア派遣教員数が増加し、教員充足率は、平成28年度の72.3%から29年度は74.0%に改善されたところである。</p> <p data-bbox="1086 1236 2060 1412">→② 「平成29年度及び平成30年度在外教育施設派遣教員の推薦について」(平成28年3月18日付け27文科発第1543号都道府県教育長等宛て初等中等教育局長通知)において、教員のグローバル経験の必要性や派遣のメリット等を周知した上で、各都道府県教育委員会等に増員のための協力要</p>

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(説明)</p> <p>≪施策の概要≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「「日本再興戦略」改訂 2015—未来への投資・生産性革命—」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定。以下「日本再興戦略」という。)では、グローバル人材の育成強化として、「在外教育施設における質の高い教育の実現」を図ることを規定 ○ 現職派遣教員は、文部科学省が都道府県教育委員会等に対し候補者の推薦を依頼し、当該推薦者の中から決定 ○ 現職派遣教員の不足を補うシニア派遣教員は、文部科学省が直接公募を実施するとともに、都道府県教育委員会等に対し退職予定の教員等へのシニア派遣教員制度の周知を依頼 ○ 「世界最先端 I T 国家創造宣言 改訂」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)において、2010 年代中には全ての小学校、中学校等で教育環境の I T 化を実現すると規定。文部科学省等では、先導的教育システム検証事業を実施しており、トルコのイスタンブール日本人学校も検証協力校として参加 <p>≪調査結果≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本人学校における児童生徒数は増加している一方で派遣教員数は減少 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒数:平成 17 年度 1 万 7,658 人 → 平成 26 年度 2 万 1,027 人(19.1%増) ・ 派遣教員数:平成 17 年度 1,267 人 → 平成 26 年度 1,138 人(10.2%減) ○ 都道府県ごとの教員派遣の協力状況をみると、例えば、本務教員一人当たりの現職派遣教員数では最大約 5 倍の格差 	<p>請を行った。</p> <p>今後、都道府県ごとの対象教員数、学校数、過去の推薦者数、帰国子女数、教員定数の推移等の状況を分析した上で、教員の質の確保に留意しつつ、個別に推薦者数の増加要請を行うとともに、保有免許のバランスの確保等について協力を求める予定である。</p> <p>⇒② 派遣教員の推薦者数の増加要請については、「平成 30 年度及び平成 31 年度在外教育施設派遣教員の推薦について」(平成 29 年 3 月 23 日付け 28 文科第 1632 号初等中等教育局長通知)を発出し、従前からの依頼に加えて、派遣された教員は帰国後に、i) 学校や地域における教育の国際化の推進、ii) 国際理解教育や帰国・外国人児童生徒教育の充実に寄与することができるなど、次代を担うグローバル教員として大きな役割を果たすことが期待されるという、派遣のメリットを各都道府県教育委員会等に周知し、要請を行った。</p> <p>また、新たに平成 30 年度の派遣から、各都道府県・指定都市と姉妹都市にある在外教育施設へ優先的に派遣する「姉妹都市推薦枠」を設け、派遣された教員が在外教育施設での教育活動という枠を超え、姉妹都市とのパイプ役を務めることで、当該都市との国際交流がより活発化し、各地域における国際化の進展や国際理解教育の一層の推進を図ることができるようにした。</p> <p>さらに、上記の教員推薦通知において、優先して推薦してほしい学校種や免許状保有者の少ない教科等の特記して依頼するとともに、教員の推薦者数が前年度より減少している都道府県教育委員会等に対しては、個別に連絡し、推薦者数の増加要請を行った。</p> <p>→③ シニア派遣教員制度については、一層の質の向上を目的として、i) 都</p>

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>・ 現職派遣教員数／本務教員数 最大値：0.01829（100）⇔ 最小値 0.00389（21.26）</p> <p>一方、現職派遣教員への追加手当の支給など都道府県費の増大や域内の教育体制の低下の懸念から推薦者数は増え難い状況</p> <p>○ シニア派遣教員制度について、管轄の市区町村教育委員会に周知していない都道府県教育委員会（12 都道府県教育委員会中 1 都道府県教育委員会）や管轄の小・中学校に周知していない市区町村教育委員会（36 市区町村教育委員会中 15 市区町村教育委員会）あり</p> <p>○ イスタンブル日本人学校では、百科事典の不備をネット上の百科事典を活用することで解決</p>	<p>道府県教育委員会等に「都道府県・指定都市教育委員会管理・指導事務主管部課長会議」等の場において、一層の周知を図るとともに、ii) 文部科学省ホームページにおいて事例紹介を行うなどの広報の強化を図り、優れたシニア派遣教員の確保・充実に努める。</p> <p>→③ シニア派遣教員制度については、更なる拡充と一層の質の向上を目的として、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、平成 28 年 10 月の都道府県・指定都市教育委員会管理・指導事務主管部課長会議の場において、平成 30 年度以降の派遣を希望する者への周知を目的として、制度の周知を依頼するとともに、29 年 3 月に「平成 30・31 年度在外教育施設シニア派遣教員の募集について」（平成 29 年 3 月 23 日付け 28 初国教第 224 号初等中等教育局長通知）を発出し、29 年度末の退職者に対する周知を依頼した。</p> <p>ちなみに、従前は、管理職として赴任する者について現職中の赴任経験を要件として課していたが、応募者増を目的として平成 30 年度より退職後の赴任経験でも代替できることとし、シニア教員の活用を一層推進した。</p> <p>また、平成 29 年 4 月、シニア派遣教員制度の広報の強化を図るため、文部科学省ホームページの掲載内容の見直しを行い、同制度の募集に係る一連の流れを具体的に掲載し、応募者にとって分かりやすくなるよう努めた。</p> <p>→④ 各在外教育施設の置かれた教育環境が異なることを踏まえつつ、国内における先進的な ICT 化の取組事例など関連情報を収集し、「学校教育の情報化の推進に向けた取組事例の紹介について」（平成 28 年 1 月 5 日文部科学省初等中等教育局国際教育課事務連絡）にて情報提供を行った。</p>

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>3 帰国子女に対する教育の充実 (勧告要旨)</p> <p>文部科学省は、帰国児童生徒の教育環境の充実を図るとともに、元派遣教員の経験・知識の活用による国際理解教育を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 都道府県・市区町村教育委員会等が実施している帰国児童生徒の特性に配慮した教育に係る個々の取組について、生活適応指導、日本語指導、学習適応指導、特性保持伸長指導等の別に具体的な目的、対象者の属性、人数、実績・成果などを把握・分析し、帰国児童生徒の特性に配慮した教育の在り方について具体的に検討すること。</p> <p>② ①を踏まえ、当該内容を文部科学省のホームページなどを活用して情報の共有化を図るとともに、都道府県・市区町村教育委員会等に対し、帰国児童生徒に対するよりきめ細かな支援の実施を要請すること。</p>	<p>⇒④ 「学校教育の情報化の推進に向けた取組事例の紹介について」(平成28年1月5日文部科学省初等中等教育局国際教育課事務連絡)にて情報提供を行った、国内における先進的なICT化の取組事例など関連情報については、引き続き、新たな先進的な取組事例を収集するとともに、同事例を把握した際には、随時情報提供を行うこととしている。</p> <p>また、平成29年度から、「在外教育施設グローバル人材育成強化戦略」を踏まえ、ICTの活用も含めたグローバル人材の基礎的資質形成のための先進的なカリキュラムの開発に取り組んでおり、33年度までに開発し、その成果を在外教育施設に提供することとしている。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>→①② 昨今は帰国児童生徒のみならず、外国人児童生徒等を含む日本語に通じない児童生徒のための指導とその学力保障が喫緊の課題となっていることから、特に現場ニーズの高いこれらの日本語指導が必要な児童生徒について平成28年度に調査を実施し、必要な実態を把握する。また、「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議」において、平成28年夏前を目途に報告書を取りまとめる予定である。</p> <p>今後、当該調査結果及び報告書を文部科学省のホームページに掲載し、各都道府県・指定都市教育委員会の指導主事等を対象とした「帰国・外国人児童生徒教育及び国際理解教育担当指導主事等連絡協議会」等の場を活用するなどして情報の共有化を図るとともに、これらの結果を踏まえ、国の補助事業である「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」等を通じたきめ細かな支援の実施を要請する予定である。</p> <p>⇒①② 隔年で行っている「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する</p>

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="197 252 1048 480">③ 都道府県・市区町村教育委員会等における元派遣教員の経験・知識の活用について、取組を実施している場合はその目的及び内容、実施していない場合はその理由及び実施上のあい路を把握・分析し、都道府県・市区町村教育委員会等に対し、改めて元派遣教員の活用を具体的に要請すること。</p> <p data-bbox="197 523 277 555">(説明)</p> <p data-bbox="181 571 376 603">《施策の概要》</p> <ul data-bbox="181 619 1070 1278" style="list-style-type: none"> ○ 文部科学省は、都道府県教育委員会等に対し、帰国児童生徒への教育における①生活適応指導、②日本語指導、③学習適応指導、④特性の伸長及び活用に関する指導を充実するよう通知（平成 5 年 8 月 6 日付け文教海第 100 号文部省教育助成局長・初等中等教育局長通知） ○ 文部科学省では、平成 13 年度以降、帰国児童生徒と外国人児童生徒を合わせた支援事業を実施。平成 25 年度からは公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業（以下「きめ細かな支援事業」という。）を実施 ○ 文部科学省は、都道府県教育委員会等に対し、在外教育施設への派遣経験のある教員を、帰国児童生徒が多数在籍する学校において活用すること（平成 5 年 8 月 6 日付け文教海第 100 号文部省教育助成局長・初等中等教育局長通知）や教員研修等における国際理解教育に係る研修講師などに活用することを通知（平成 26 年 10 月 15 日付け 26 初国教第 112 号文部科学省初等中等教育局国際教育課長通知） <p data-bbox="181 1342 353 1374">《調査結果》</p> <ul data-bbox="181 1390 1070 1422" style="list-style-type: none"> ○ 調査した教育委員会（12 都道府県教育委員会及び 36 市区町村教育委員会） 	<p data-bbox="1144 236 2063 699">る調査」の結果及び「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議」において取りまとめられた報告（平成 28 年 6 月公表）等を踏まえ、平成 28 年度において、帰国・外国人児童生徒等の特性に配慮した教育の在り方について検討を行った。その結果、日本語指導が必要な児童生徒数は増加傾向にあり、教員の採用・配置の促進等が必要との実態が明らかになり、これを踏まえ、平成 29 年度から、児童生徒数に応じた教員数を配置するため、外国人児童生徒等教育の担当教員の基礎定数化を図るとともに、外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修に資するため、教育委員会等の参考となるモデルカリキュラムの開発などの施策に取り組んでいる。</p> <p data-bbox="1144 715 2063 938">また、「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」については、帰国・外国人児童生徒等が少数であり、担当教員が未配置の学校が所在する教育委員会等の同事業への応募促進のため、平成 29 年度から、同学校における指導体制構築支援を同事業の取組例の一つとして、実施要領に明示することとした。</p> <p data-bbox="1144 954 2063 1278">さらに、「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成 28 年度）」の結果（平成 29 年 6 月公表）及び「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議」において取りまとめられた報告（28 年 6 月公表）については、文部科学省のホームページに掲載するとともに、このうち上記報告については、平成 28 年 10 月に実施した「帰国・外国人児童生徒教育及び国際理解教育担当指導主事等連絡協議会」等の場において、情報の共有化を図った。</p> <p data-bbox="1093 1342 2063 1422">→③ 各都道府県・市区町村教育委員会に対し「都道府県・指定都市教育委員会管理・指導事務主管部課長会議」等の場において、派遣教員の募集など</p>

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>や小・中学校（57 小学校及び 44 中学校）においては、帰国児童生徒の特性に配慮した教育に関する取組が未実施のところあり（48 教育委員会中 5 教育委員会（10.4%）、101 小・中学校中 64 小・中学校（63.4%））</p> <p>また、取り組んでいるところでも、帰国児童生徒のみを対象とするものは少なく、外国人児童生徒を主な対象とした日本語指導を目的としたものが多いことから、実際に支援の対象となった帰国児童生徒はいない又はごく少人数</p> <p>一方、専ら帰国児童生徒を対象として日本語指導や特性保持伸長指導（英語力の保持伸長）を実施し、英語を話せることによるストレス解消等の効果を上げている例あり</p> <p>○ 文部科学省は、きめ細かな支援事業について、対象者の属性（帰国児童生徒、外国人児童生徒等の別）・人数の実績、実施目的を未把握</p> <p>各地方公共団体等が独自に実施している帰国児童生徒の特性に配慮した教育に関する取組についても体系的に把握せず</p> <p>一方、調査した教育委員会では、これらの取組に係る情報共有の必要性を認識（48 教育委員会中 31 教育委員会（64.6%））</p> <p>○ 調査した教育委員会や小・中学校においては、在外教育施設への派遣経験のある教員を国際理解教育に係る教員研修講師として活用するなどしているところがある（注）一方で、活用の必要性が乏しいなどとして元派遣教員の経験を活用していないところあり</p> <p>（注） 48 教育委員会中 6 教育委員会（12.5%）、162 小・中学校中 9 小・中学校（5.6%）</p>	<p>の機会を活用して元派遣教員を国際理解教育に活用することのメリット等の情報提供を行うなど、元派遣教員の更なる活用を要請する予定である。</p> <p>⇒③ 「帰国・外国人児童生徒教育及び国際理解教育担当指導主事等連絡協議会」（平成 28 年 10 月実施）、「都道府県・指定都市教育委員会管理・指導事務主管部課長会議」（29 年 1 月実施）等の場において、派遣教員の募集などの機会を活用して元派遣教員を国際理解教育に活用することのメリット等の情報提供を行うなど、元派遣教員の更なる活用を要請した。</p>